

# 小型除雪機貸出事業 説明書



自力で除雪を行うことが困難な市内の高齢者世帯等に対して除雪作業を支援するボランティアに除雪機をお貸しします。

※手作業による除雪と併せて、小型除雪機による効率的な除雪を行ない、活動者の作業軽減を図り、もって活動の振興と地域福祉の増進に寄与することを目的にします。

## (貸出対象)

町内会、ボランティア活動者・団体、市民有志等に貸出します。(貸出車両1台)

## (貸出期間〔申込期間〕)

貸出は、降雪期間内の2日間以内まで(申込先着順)

## (貸出方法)

### ①受付窓口に申込

●受付窓口 越前市社会福祉協議会 在宅福祉部

(越前市矢船町8-12-1 TEL22-5151)

●受付 月～金曜日(年末年始、祝日を除く)、9時～17時

●貸出申込書 越前市社会福祉協議会小型除雪機貸出事業ページから申請書をダウンロードしてください。又は、在宅福祉部、総務管理部、地域福祉部の窓口でお受け取り下さい。

### ②利用申請書提出と受け取り場所

●受付窓口と同じ

除雪機の運搬 ※運搬は、原則使用者が行ってください。  
※付帯貸出用具：車両への積み下ろしに必要なアルミブリッジ

### ③作業終了後、受け取り場所へ、返却する

(貸出料) 無料

(損害賠償) 社会福祉協議会が加入する保険の範囲内で対応します

## (お問い合わせ先)

〒915-0057 越前市矢船町8-12-1 越前市社会福祉協議会

在宅福祉部 ☎22-5151 FAX 22-8011

総務管理部 (越前市社会福祉センター内) ☎42-0300

地域福祉部 (アルプラザ平和堂4階) ☎22-8500

# 除雪機使用上の注意事項…………… …………使用者は、必ずお読みください

除雪機は、安全に使用するとともに、盗難等を防止するため適正な管理を行うなど、使用上の注意事項がありますので、下記の内容をご確認ください

## ①作業前の注意事項



滑りにくい履物、防寒性の高い上着、手袋を着用して作業を行ってください。

また、悪天候などで視界の悪いときは作業をしないでください。  
事故の危険性が高くなります。



使用前にはオーガ・プロワハウジング及び、シャーターに、ゴミや異物がないかを確認してください。

異物を巻き込むと、除雪機の故障、思わぬ事故の原因にもなります。



使用前には、雪かき棒が装備されているか、安全装置(デッドマンクラッチ)は正常に作動するか、作業灯が点灯するかを確認してください。



除雪機を使用する前に、作業範囲内に、人やペットがないかを確認してください。

## ②始動方法



キー差込み、エンジンスイッチの「運転」にあわせます。

キーを運転にひねり、セルモーターでエンジンを始動させます。

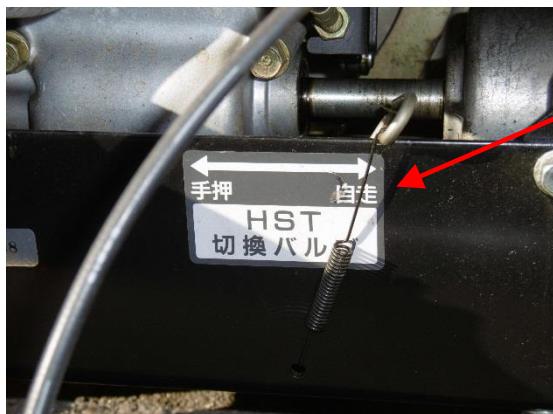
エンジンが暖まっていない時は、チョークにレバーをあわせてから、セルモーターまたは、スターターロープを引いて始動してください。  
始動後は必ずチョークを戻してください。



セルモーターが動かないときは、  
スターターロープを引きます



レバーが自走になっていますか？  
手動の場合、走行しません。  
(手動は手押し時に使います)



### ③操作方法



左側レバー

(油圧無段変速レバー)

中央 → ニュートラル

前方へ動かす → 前進

後方へ動かす → 後進

中央レバー

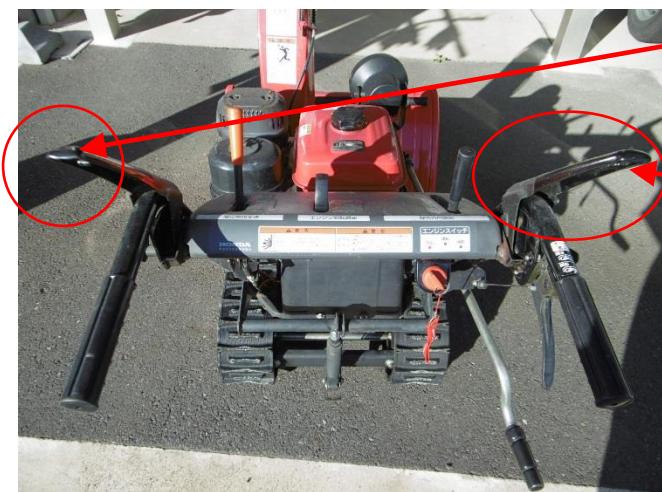
エンジン回転調整(スロットル)と  
チョーク

右側レバー

投雪方向調整レバー



オーガの高さ調整レバー



左側ハンドルの上

↓

走行クラッチ

右側ハンドルの上

↓

オーガ回転クラッチ

## ④作業中の注意事項



傾斜面を横切って除雪すると、横滑りすることがあります。雪の上の作業は滑りやすく、転倒するおそれがあります。滑りやすい場所では、必ず低速で運転してください。



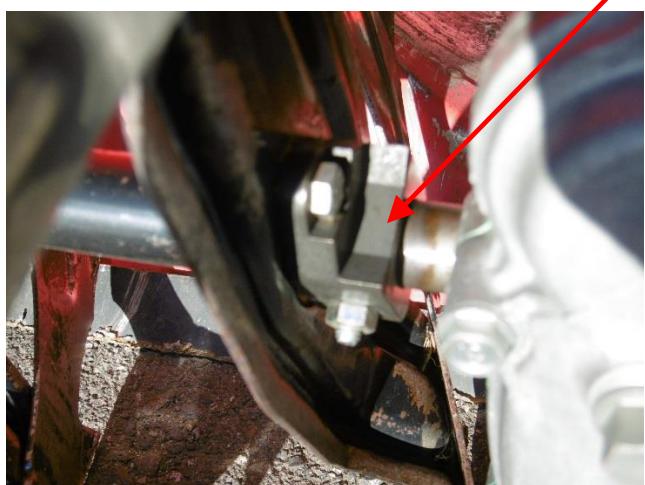
雪詰まりを取り除く場合は、必ずエンジンを切り、鍵を抜いてから、雪かき棒を使って行うようにしてください。



除雪作業中に異物などを噛み込み、オーガのロックボルトが折れた時は、**必ずエンジンを切り**、鍵を抜き取ってからロックボルトの交換を行なう

オーガが回転しなくなったら、ロックボルトが破損した可能性があります。

この部分を点検してください。



交換用ロックボルトは、工具袋の中に入っています。

## ④もし、事故が起こってしまったら……

- (1) 対物賠償
- (2) 登録ボランティア活動者保険
  - 死亡 500 万円
  - 入院日額 5,000 円(180 日限度)
  - 通院日額 3,000 円(90 日限度)

社会福祉協議会では、上記の(1)(2)(3)(4)の保険に加入しています。事故が発生した場合は、市社会福祉協議会 在宅福祉部へ必ずご連絡ください。(TEL22-5151)

こんな事故が発生しています。ご注意ください。

- 雪が詰まって取り除く際、エンジンをかけたまま取り除いたため、取り除いたときに急に動き出した
- ロックboltが破損したため、交換しようとした際、エンジンをかけたまま交換作業をしたため、急にオーナーが動き出した
- 車両への積み下ろし時に、除雪機をトラックの荷台から落とした
- 軒下を除雪していた時、屋根雪落下の直撃を受けた
- 操作を誤り、除雪機が玄関戸に突っ込み破損した……などなど。

## ⑤保管と返却について

- 市内で除雪機の盗難事件が発生しています。盗難防止にご協力を!

- (1) 鍵は抜いてください。
- (2) 雨や雪のかからない場所に保管してください。
- (3) ブルーシートをかぶせ、ロープでしばってください。

- 返却時

- (1) 報告書を提出してください。
- (2) 除雪機は、貸し出し時に積み込みした場所に、降ろしてください。

## ⑥お問い合わせ先

〒915-0057 越前市矢船町 8-12-1

越前市社会福祉協議会 在宅福祉部

TEL 0778-22-5151 fax 0778-22-8011